

中部圏の都市整備区域建設計画(案)及び都市開発区域建設計画(案)について

1. 計画の概要

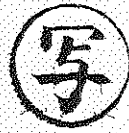
- 建設計画は、「中部圏開発整備法」に基づいて指定された都市整備区域(1区域)及び都市開発区域(13区域)ごとに、「中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律」に基づき県知事が作成し、国土交通大臣が同意するもの。
- 国土交通大臣が同意するにあたり、国土審議会の意見を聴くとともに、関係行政機関の長に協議を行う。
- 建設計画の内容は、中部圏開発整備計画(平成12年3月策定、計画期間概ね15年間)に基づき、各区域の整備及び開発に関し、整備及び開発の基本構想、人口の規模及び労働力の需給に関する事項、施設の整備に関する事項等につきその大綱を定めるもの。
- 建設計画の計画期間は、平成18年度から概ね5年間。ただし、新たに策定される国土形成計画を踏まえ、必要に応じて見直しを行う可能性がある。

2. 計画の主な内容

- 日本海側と東海側との連携を強め圏域全体として潜在力を発揮すること、首都圏・近畿圏に依存しない国際交流機能の形成を図ること、産業経済のグローバル化に対応した産業技術の一層の高度化を図ること等の圏域の将来像の実現に向け、中部圏開発整備計画の進捗状況を踏まえて、計画を作成。
- 空港・港湾を核とした地域間ネットワークの強化、国際交流の活発化等に対応した名古屋大都市地域の拠点性の向上、各地の高度かつ多様な産業及び研究開発集積の活性化、高齢化・人口減少下での都市機能の集約などを図ることにより、各区域の整備推進を図る計画となっている。

(参考)建設計画の対象区域

区域	指定基準	指定状況
都市整備区域 (1区域)	都市機能を十分に発揮するよう計画的に基盤整備を行う区域	(愛知県・三重県)
都市開発区域 (13区域)	産業都市その他の中心的な都市として開発整備を行う区域	富山・高岡区域(富山県) 金沢・小松区域(石川県) 福井・坂井区域(福井県) 長野・上田区域(長野県) 伊那谷区域(長野県) 岐阜区域(岐阜県) 高山区域(岐阜県) 東駿河湾区域(静岡県) 西駿河湾区域(静岡県) 遠州区域(静岡県) 東三河区域(愛知県) 伊勢区域(三重県) 琵琶湖東北部区域(滋賀県)



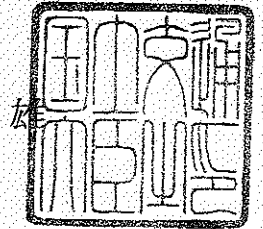
国 計 大 第 7 号
平成18年5月25日

国土審議会会長

千 速 晃 殿

国土交通大臣

北 側 一 雄



中部圏の都市整備区域建設計画及び都市開発区域建設計画について

(諮問)

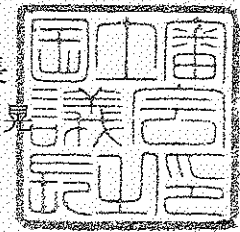
中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律
(昭和42年法律第102号) 第3条第1項の規定に基づき、関係県知事から別
添のとおり協議のあった中部圏の都市整備区域建設計画及び都市開発区域建
設計画に同意したいので、同条第2項の規定に基づき意見を求める。



国土審士第18号
平成18年 6月 1日

中部圏整備部会部会長
川口 文夫 殿

国土審議会会長
千速 景



国土交通大臣から当審議会に意見の求めのあった以下の件については、国土審議会運営規則（平成13年3月15日国土審議会決定）第8条第1項の規定に基づき、貴部会に付託する。

・平成18年5月25日付け国計大第7号「中部圏の都市整備区域建設計画及び都市開発区域建設計画について（諮問）」

(参考)

国土審議会中部圏整備部会委員名簿

1 関係地方公共団体の長

神田 真秋 中部圏開発整備地方協議会会長（愛知県知事）

2 学識経験を有する者

犬島 伸一郎 北陸経済連合会副会長

小笠原 日出男 三菱東京UFJ銀行名誉顧問

◎川口 文夫 (社)中部経済連合会副会長

木村 操 名古屋鉄道(株)代表取締役会長

佐藤 久美 英文情報誌「アベニューズ」編集長

○竹内 傳史 岐阜大学地域科学部教授

竹内 礼子 静岡の歴史と文化 編集長

林 良嗣 名古屋大学大学院環境学研究科教授

舟岡 史雄 信州大学経済学部教授

◎は部会長、○は部会長代理

計10名